

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	文書の提出命令への不服従等に対する過料	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第28条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処分基準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	○ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない （1）世帯主又は世帯主であった者が、正当な理由なしに資格、給付及び保険料に関する文書の提出又は提示（国民健康保険法第113条の規定）の命令に従わないとき。 （2）国民健康保険法第113条の規定による当該職員の質問に答弁しないとき。 （3）（2）において虚偽の答弁をしたとき。 上記の場合、世帯主に対し、20,000円以下の過料を科する。 ＊国民健康保険法第113条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	